

児玉党庄氏の承久の乱での立場とその後の

在京人・西遷御家人としての政治的活動

― 執権政治の確立期における北武蔵御家人の在京活動と関連させて ―

本庄市文化財保護審議会委員 雉岡 恵一

はじめに

私はこれまで西遷御家人の研究を中心におこなってきた。その内容は、一三世紀中葉以降の執権政治の進展にともない、彼らが国家権力との関係性のなかで西国地頭として成長した過程を分析したものであった^①。他方、児玉党系武士団の西遷に関しては、蒙古襲来（一二七四年）以降の鎌倉幕府の命令による異国（海上）警固を目的とした瀬戸内・九州方面への軍事的進出であった^②。

しかし、児玉党庄氏の中国地方への西遷は、後述するように、それより早い承久の乱（一二二一年）前後と考えられる。なぜなら、私は、西遷の定義を東国御家人が新恩給与された西国の所職を足場に下向し、かの地で検注などをおこない在地の領域的支配（所領支配）を完遂した段階であったと考えるからである^③。

一方、鎌倉幕府の政治体制は、將軍独裁・執権政治・得宗専制へと変質していく。その中で武蔵国御家人は、鎌倉殿の主従制的支配権の下、新恩給与された西国の所領・所職の支配を強化し、鎌倉幕府の移住指令に従い西遷した者もいた。しかし、西遷の前提条件として、それを推進する鎌倉殿の権力基盤である荘郷地頭制の成立過程が重要となる^④。

そこで、鎌倉幕府の將軍独裁（源頼朝）期から執権政治の成立（北条

義時）期における児玉党庄氏の関東・東国から畿内近国・西国での軍事的・政治的活動の概要を述べる。

まず、治承・寿永の内乱期における庄四郎の在京（軍事）活動は、その自立性ゆえに当初義仲軍として活動したが、その後、転身して鎌倉幕府（義経）軍の一員となり、一ノ谷の戦いで軍功をあげた。さらに鎌倉殿（頼朝）の主従制的支配権が確立する中で、頼朝と義経が対立すると、京都において、文治元年（一一八五）に児玉党は源義経邸襲撃事件を、庄四郎は藤原友実殺害事件をおこした。この児玉党・庄四郎の臨機応変な軍事的・政治的活動は、内乱期の在京活動で培われた情報収集・分析・対応能力を、東国武士団ネットワークから畿内・瀬戸内地方（西国）に広げることで可能にした成果である。さらに鎌倉殿との主従関係において、庄四郎は頼朝の意向に沿った在京奉公をおこない、頼朝が平氏や義経に与同した謀叛人跡を敵方所領として没収し謀反人跡地頭職として、それを新恩給与されることを期待した。それが西遷の前提条件となる西国（荘郷）地頭職である。

その後、源頼朝が死去（一一九九年）し、源氏三代による鎌倉殿の権力基盤が揺らぐ中、比企氏の乱（一二〇三年）後に、北条時政の執権権限が成立した。その後北条義時は執権として（一二〇五年）、相模・武蔵をはじめ東国の支配を固めた。その象徴として相模守・武蔵守の両国司の称号は北条氏の官途として定着していった（北条時房の相模守就任が一二一七年、北条泰時の武蔵守就任が一二一九年）。それが、児玉党系各御家人の本貫地である上野国西部・武蔵国児玉から人間地方の本領安堵の永続的な保障につながった。むしろ武蔵国御家人は鎌倉殿（尼將軍政子―執権義時）の直轄軍の傾向を強めたことで、執権政治を軍事力の面から補完したと考えられる^⑤。

また、北条氏は東国支配の拡張策の一つとして越後国の掌握をめざした(義時の越後守護就任は一二一〇年以前)が、それに付随して幕府から児玉党の小代氏(一二〇三年)や阿佐美氏(一三世紀初頭力)に越後国上越地方の所領が新恩給与された。つまり、執権北条氏と御家人小代氏・阿佐美氏との間には、ともに幕府の御家人でありながら、主人と配下の武士(従者)という関係(利害の一致)の萌芽がみられる。こうした北条執権政治の権力基盤の強化は、相模・武蔵を中心とする東国御家人の本領安堵の永続的な保障をもたらし、鎌倉殿から新たに新恩給与された西国(荘郷)地頭職を足がかりに所領拡大を志向した御家人の西遷の前提条件となった。

次に、北条義時から泰時による執権政治の確立期において、在京人・西遷御家人となった児玉党庄氏は、北条氏の意向にそった政治的活動を推進した。庄氏は武蔵国児玉郡(現埼玉県本庄市)を本貫地としていたが、鎌倉殿頼朝の挙兵にともない、治承・寿永の内乱を経験する中で、在京人として政治的活動を展開した。その要点を述べると、第一に、承久の乱(一二二二年)において、庄四郎は最初宮方として参加したが、その後逃亡したようである。他方、鎌倉幕府軍として武蔵の小(児)玉党三千騎は宮方軍の主力である山田重忠と戦い退けたという。

第二として、乱後の中国・四国地方(宮方の軍事的勢力圏)への幕府の対応は素早く、幕府による西国の在地支配の整備(検注と太田文の作成および新補地頭の設置)を進めた。それは東国御家人の西遷の条件整備につながっていった。そうした政治情勢を背景として貞応元年(一二二二)庄四郎は、備前国和気・赤坂郡の検注使に任命された。

第三に、一三世紀前半の北条泰時による執権政治の確立は、児玉党系武士団の畿内近国及び西国での政治的活動にさらなる影響を与えた。そ

の事例として、元仁元年(一二二四)に執権となった泰時は、北条氏による摂津守護の獲得(あるいは摂津支配の強化)をめざしたが、その背景に児玉党四方田氏が在京活動中に野本氏から狼藉を受けた事件があった。

第四に晩年をむかえた執権泰時は、遠く離れた京都政界に威令を示すため仁治三年(一二四二)に、在京人庄四郎に摂津出身の在京人能勢蔵人の動向を監視・報告するように命じたのである。

以上史料に残る個別事象を分析することで、在京人庄氏・四方田氏の西国での政治的活動は、執権北条(泰時)氏の西国支配強化の施策(検注の実施・守護職の獲得・在京人に対する監視)と連動していたという観点から考察を加えたい。

一 承久の乱以前の児玉党及び庄氏の在京活動

最初に、庄氏の在京活動を平安時代末から承久の乱にかけて述べよう。まず保元の乱(一一五六年)で、源義朝の在京軍の中に児玉党の庄太郎・次郎を確認することができる。続く治承・寿永の内乱(一一七七年～一一八五年)では、前述したように庄四郎(高家)は、当初、木曾義仲軍として活動し、その後義経軍の一員となり、一ノ谷の戦いで軍功をあげた。さらに鎌倉殿(頼朝)と義経が対立すると、児玉党と庄四郎は京都における頼朝側の軍事勢力として、児玉党による源義経邸襲撃事件や庄四郎による藤原友実(義経側近)の殺害事件をおこした。

その後の児玉党と庄氏の在京活動は、まず建久元年(一一九〇)十一月の源頼朝上洛に供奉した御家人の中に、児玉党全体で一八名を確認できる。具体的には、①小越四郎(有平)、②庄太郎三郎(時家・家長の

男)、③四方田三郎(弘長)、④浅羽小三郎(行光)、⑤塩谷六郎(家経力)、⑥阿佐美太郎(実高)、⑦三尾谷(水尾谷・美尾谷)十郎、⑧塩谷三郎(惟守)、⑨小越右馬允(有弘)、⑩秩父平太、⑪倉賀野三郎(高俊)、⑫小代八郎(行平)、⑬浅羽五郎(行長)、⑭庄太郎(家長)、⑮小見野四郎(盛行力)⑯庄四郎(高家)、⑰塩谷太郎家光、⑱真下太郎である。その中で庄氏は庄太郎家長、庄太郎三郎時家、庄四郎高家の三名を確認できた。

次に、建久六年(一一九五)三月の頼朝の東大寺供養には、兒玉党全体で①小代八郎行平、②浅見太郎実高、③浅羽三郎(行親)、④倉賀野三郎(高俊)、⑤宿屋太郎、⑥庄太郎家長、⑦四方田三郎弘長の七名が供奉し、そのうち庄氏は庄太郎家長の一人であった¹⁵⁾。しかし、頼朝は建久一〇年(一一九九)一月に没した。

他方、建久九年(一一九八)一月以降の後鳥羽院政下で、東国に出自をもつ地頭御家人の在京活動をあげれば、兒玉党系武士として三尾谷(十郎)氏・四方田(広長力)氏・小代(行平)氏・塩谷(家朝)氏・庄(日太郎)氏の五氏を確認できた¹⁶⁾。なお、庄日太郎に関しては、備中国草壁庄の地頭庄氏の可能性も考えられる¹⁷⁾。また、その他の武蔵武士として熊谷(実景)氏・中条(信綱)氏がいる¹⁸⁾。

以上、承久の乱以前にも、多くの武蔵御家人は在京活動をおこない、畿内近国や西国の政治情勢をある程度認識することができた。そのことは、幕府と一定の距離をおき後鳥羽院周辺に接近する一部の武士勢力を形成する素地となったと考えられる。その中の一人が在京人の庄氏であった。

二 承久の乱における庄四郎と兒玉党

承久の乱のはじまりは、承久三年(一二二二)五月一五日、後鳥羽上皇が京都守護伊賀季光を討つとともに、北条義時追討を命ずる宣旨が五畿七道に出されたことにはじまる。宣旨が命じているのは義時の追討であって倒幕ではない。そして義時追討に立ち上がることが求められたのは諸国の守護人、荘園の地頭であった¹⁹⁾。それでは、まず京方(後鳥羽院側)に属していた庄四郎家定の特異な動きについて述べよう。彼の出自は『七党系図』によれば、庄三郎忠家の四男で左兵衛尉家定とされ、一ノ谷の戦いの平重衡生け捕りの勲功や藤原友実の殺害事件の当事者であった庄四郎高家とは別人とされる²⁰⁾。

最初に『承久記、古活字本、上』「義時追討の院宣、発せられる事」に記された要約を述べよう²¹⁾。それは、承久三年五月一四日、後鳥羽上皇が三浦胤義(義村の弟)に関東の状況を問い、胤義の奉答(北条義時が朝敵になれば関東の武士はほとんど従わないと答えたの)に対して、庄四郎家定は(その様なことになれば、義時の下には、万単位の数の武士が集まると)反駁した。その理由は、庄四郎が平家追討以来の鎌倉幕府(この段階では尼將軍政子・執権北条義時)と関東の御家人との土地(所領・所職)を媒介とする御恩と奉公の中世的な主従関係を十分認識していたからであり、それに基づく幕府軍の軍事動員力を警戒せよというものであった。しかし、後鳥羽院は幕府の主従制的支配権について理解できなかつた。ここで注目しておきたいのは、庄四郎は、地方出身の一武士にすぎないが長い在京経験により、宮方の中心人物である後鳥羽院や三浦胤義とも対等に話ができたことである。しかし、その後の庄四郎の記録は見あたらない。彼は無駄死を恐れ、幕府方に逃亡したのではないだろうか。

次に幕府方の兒玉党と宮方の尾張国住人山田重忠との戦いについて記

そう。それは『承久記、慈光寺本、下』の記事である。²³ 要約すれば、同年六月八日、宮方の主力山田次郎重忠（重定）と小玉党三千騎が戦い、山田軍を退けたという。その児玉党の中心人物は児玉與一であった。²⁴ このことを裏付ける史料として室町時代の公家中原師守の日記『師守記』貞治三年（一三六四）七月五日の条に「（児玉党）真下（氏）が尾張国山田庄に在国した」ことが記されている。²⁵

一方、宮方の中心武将で敗者となった三浦胤義と山田重忠は壮絶な最期をとげた。²⁶ そこで特に注目したいのは三浦胤義の最後の場面である。宮方敗戦の中で『承久記 前田家本』に藤四郎入道という興味深い人物が登場する。その内容について、松林靖明氏は的確な解説をしておられる。要約すると、敗軍の将となった三浦胤義は、後鳥羽院に門前払いを受け、東寺に籠り戦うが敗れ、さらに東山から妻子のいる太秦へ向かう。しかし、敵が多く、木島神社の境内に「車の傍に立て、女のよしにて木造の人丸を」乗せて隠れた。そこへ胤義の昔の郎等、藤四郎入道が通りかかり、敵が充満していることや汚名を残すべきでないことを説いて自害を勧めた。具体的には、藤四郎入道は、「高野にこもりたるが、軍をも見、主の行衛をみると」上京し、偶然胤義父子に出会う。西山にいる妻子に一目会いたいという胤義に、「妻子のことを心にかけて、女車にて落行を、車より引出されて討たれたるといはれ給はんこそ、口おしく候へ。昔より三浦一門に疵やは候。入道知識申べし。此社にて御自害候へかし」と説得し、胤義もこれに従ったという。²⁶

そこで、この藤四郎入道（三浦胤義の昔の郎等）を前述した庄四郎（家定）、あるいはその縁者（ちなみに家定の叔父の高家は七党系図によれば承久二年十月十七日に出家している）に比定したい。

その理由として、一つは、すでに平安時代末に児玉経行の娘で、秩父

重綱の妻となった女性が、永治元年（一一四一）に三浦義明の娘を母に生まれた源義平の乳母となつて鎌倉に出仕し、「乳母御前」と呼ばれていた。つまり、十二世紀前半には児玉党や秩父氏が相模国の三浦氏と連繫していたのである。²⁷ もう一つは、弘安六年（一一八三）から同八年にかけて、備中庄氏は同国小坂庄の地頭として「庄藤四郎入道行信」と名のつている。²⁸ つまり、庄氏は藤原姓にもとづく藤四郎入道を名のつていた可能性がある。

最後に時間は前後するが、『吾妻鏡』に記された鎌倉幕府軍として東国の武蔵から出陣した児玉党系武士をあげれば、「六月十四日宇治合戦討敵人々」の中に、①秩父平次五郎、②富田小太郎（近行）、③庄四郎（弘季・四方田とも称す）、④庄五郎弘賢、⑤潮田（しおた・四方田力）四郎太郎、⑥多胡宗内（親時）、⑦小代右馬次郎（俊平）、⑧小越四郎（有平）、⑨秩父次郎太郎、⑩小越四郎太郎（有年）、⑪小越右馬太郎（有高）、⑫児玉刑部四郎、⑬小代与田次郎、⑭宿屋太郎の手の者がいた。次に「六月十三日十四日宇治橋合戦手負人々」の中に①小代小次郎、②平（蛭力）河刑部太郎、③平（蛭力）河又太郎、④蛭河形部三郎（行家）、⑤蛭河三郎太郎（行助）、⑥塩谷左衛門尉（家朝）、⑦塩谷太郎、⑧塩谷六郎（経直）、⑨塩谷弥四郎（信重）、⑩塩谷奥太（助家）、⑪塩谷小三郎、⑫塩谷五郎、⑬富田太郎（近重）、⑭富田五郎（惟近）がいた。続いて「六月十四日宇治合戦・越河懸時御方人々死日記」の中には①塩谷民部太郎（家経）、②潮田（四方田力）六郎、③庄三郎（敵に打ち取られたという）、④鳥名刑部三郎（親高）がいた。²⁹

以上、幕府方の児玉党系武士は全体で三二名おり、その中で庄氏系の武士（蛭河「川」氏と四方田氏を含めて）九名を確認できた。ここで三人目の庄四郎として弘季が登場する。彼は武蔵児玉郡で四方田氏を名

のつた。結果的に、庄四郎は三人おり、一人目は治承・寿永の内乱で軍功をあげた庄四郎高家で、二人目は承久の乱前には在京人であった庄四郎家定（庄三郎の四男・高家の甥）である。家定の父は庄三郎忠家であるが、前述した六月一四日の宇治橋の渡河で戦死した庄三郎を忠家に比定することもできる。彼は承久の乱の三十七年前の元暦元年（一一八四）二月五日の平氏追討の源範頼軍に参陣している（『吾妻鏡』）。後述する安保実光も元暦元年の範頼軍に参陣し、その後生存し承久の乱に参戦しているので可能性はある。もしこの乱で戦死した庄三郎が忠家であれば、家定は父の勲功により恩賞を給与される権利を有していたことになる。続いて『吾妻鏡』に記された承久の乱において児玉党系武士団以外の北武蔵武士に関する逸話をあげておく。

一つは承久三年五月一九日の条に、京都朝廷に対する幕府の対応策として、関東に引きこもって防衛戦をおこなうか、速やかに兵を京都に派遣するかとの二つに意見が分かれた時に、北条政子は「上洛しなければ、絶対に官軍を破ることはできないでしょう。安保刑部丞実光以下の武蔵国の軍勢を待つて速やかに兵を京都に派遣されるべきです」と答えたという³¹。これにより北条氏は安保氏を中心とした北武蔵武士団の軍事力に期待していたことがわかる。

もう一つは、同年六月一五日の条に、後鳥羽院からもたらされた院宣を、読むことができた武士は、五千人の勇士の中で武蔵国の住人藤田三郎（能国）ただ一人であったという³²。ここに、承久の乱の最初と最後の逸話に丹党安保氏と猪俣党藤田氏を取りあげられ、執権北条氏に信頼された代表的な武蔵国御家人として描かれている。そして、両氏とともに承久の乱で所領を新恩給与され、北条被官として鎌倉時代を生き抜くのである³³。

三 承久の乱直後の備前国の動向と庄氏

承久の乱後の庄四郎の動向について述べよう。それは貞応元年（一二三二）（七カ）月に庄四郎が（備前国）和気・赤坂郡の（検）注使に任命されたことである³⁴。

庁宣 留守所

定遣和気・赤坂郡拾（検以下同）注使事

庄四郎

右以人為拾注使、可令実拾言上忒郡之状所宣如件、在庁

官人宣承知、依件行之、以宣

貞応元年□（七カ）月 日

大介藤原朝臣

そこで、この史料に記された庄四郎の人物比定からおこなう。前述したように庄四郎は三人（高家、家定、弘季）を確認できるが、系図上の関係性以外、相互の具体的な交流や政治的な連携等は不明である。ただし、三人の庄四郎の中で備中国草壁庄に西遷（西国に下向）した庄氏につながる者が、この備前国の検注使に関わっていたと推測してよいだろう。

なぜなら、承久の乱直後の貞応元年に、鎌倉幕府は新補地頭を設置するため西国を中心に大田文の作成を急ぎ、各国衙にその協力を要請する必要があった³⁵。中でも備前・備中は、承久の乱で宮方の軍事勢力の一角をなしていたのであり、具体的には備前の知行国主は尊長法印・備前守

は藤原秀康であつたし、備前守護は京方についた大江親広の可能性がある。また備中は修明門院の知行国であつたが実際は後鳥羽院の御料であつた。³⁶⁾このことは、備中庄氏にも影響をあたえ、庄四郎は備中国草壁庄の安定した支配をめざすため在京活動を通して承久の乱以前から後鳥羽院に接近していたと考えられる。

以上のことから、幕府にとつて乱後の両国の掌握は喫緊の課題であつた。まず、前述した貞応元年（一二二二）（七カ）月、備前国司庁宣案に記された「大介藤原朝臣」は備前守藤原（葉室）季頼と比定できる。³⁷⁾また、同年の備前・備中の知行国主は泰時・時房であり幕府の知行国として、実際には六波羅探題が支配していた。³⁸⁾

前述したように、承久三年六月に新たに設置された六波羅探題に就任したのは、前武蔵守で相模守の北条時房と武蔵守北条泰時であつたことも意味が大きい。³⁹⁾つまり、二人は承久の乱以前から武蔵や相模の御家人に対して知行国主として指揮命令権を有していたことになる。そのことを庄四郎にあてはめるならば、本貫地の武蔵国と西遷した備前国・備中国の両方の地域で探題二人の強力な意向を受けて、東国御家人・在京人・西遷後の西国地頭御家人として広域的な政治的活動をおこなつていたと考えられる。

次に庄四郎が検注を命じられた備前国和氣・赤坂郡について考察を加える。その位置関係は、近世の絵図であるが庄氏の西遷地である備中草壁荘と和氣郡は山陽道でつながり、赤坂郡とは倉敷往還で結ばれていた。⁴⁰⁾続いて、和氣郡の実情を示せば、古代から鉄の産地であり、承久の乱に際しては、和氣荘総追捕使の行西の祖父の一門であつた「八郎広経」が京方として参戦していたので、戦後の在地の混乱が予想される。⁴¹⁾さらに、治承・寿永の内乱で罹災した奈良東大寺再建のため、備前国が造営

料国とされた。その時、建仁三年（一二〇三）七月日の麦惣散用帳に、和氣郡の藤野保・新田荘・吉永保と赤坂郡の武枝保・仁堀保がみえ、同寺再建のために資を貢納しているのので、その経済力は重視されていた。⁴²⁾

以上のことから私は、検注使に任命された庄四郎は、『承久記、古活字本、上』に記された庄四郎家定の可能性が高いと考える。なぜなら、註（16）で示した庄氏（日太郎）の記録を含めた庄四郎の在京活動が活発であつたこと。また、承久の乱以前の宮方（後鳥羽院側）による備前・備中に対する強力な支配体制の内情を、庄四郎家定は宮方武士として熟知していた可能性があり、乱の直前に鎌倉方に寝返つた。その後、京都の六波羅探題（相模守時房・武蔵守泰時）の指揮命令を受けて（在京人としての在京奉公）、庄氏の西遷地である備中国草壁荘と連携を取りながら隣国である備前国で検注をおこなうことができたと考えられるからである。⁴³⁾

四 執権北条泰時の権力確立と児玉党四方田氏・庄氏

執権北条泰時の政治は元仁元年（一二二四）六月にはじまる。具体的には、六月一三日北条義時が六二歳で死去し、二八日泰時が第三代執権に就任した。⁴⁴⁾また、連署には泰時の叔父北条時房が就いた。⁴⁵⁾つまり、かつての六波羅探題の二人が鎌倉幕府の権力中枢を構成した。

一方將軍は、尼將軍北条政子が嘉祿元年（一二二五）七月一日に六九歳で死去し、同年一二月二九日に九条頼経が元服した。⁴⁶⁾そして、翌嘉祿二年一月二七日、頼経は九歳で將軍宣下をうけ四代將軍に就任した。⁴⁷⁾

そこで、近藤成一氏は頼経御判下文、頼経政所下文と時房・泰時署判

下知状との研究から「この時期の下文と下知状は」転回期に入つて、下文と下知状の機能が分化する。下文の機能は所職の給与と譲与の安堵に限定され、訴訟の裁許等には必ず下知状が用いられる。ここに下知状が下文から独立し、統治権の機能が主從制的支配権とは別個の機能として確立する。(中略)鎌倉幕府の文書体系を下文中心から下知状中心に転換させたのは、主從制的支配権から統治権の権能への権力形態の転回であつた」と指摘され⁽⁴⁸⁾「頼経の元服に先立つ二月二十一日には評定衆が設置され、統治権の権能を行使する執権の立場が評定衆の合議制によつて補強されることになる」と執権政治の確立を明示された⁽⁴⁹⁾。こうした中で一つの事件がおきた。

それは北条時氏(泰時の長子)が六波羅探題であつた時(嘉禄元年「一二二五」)寛喜二年「一二三〇」)、京都で野本四郎左衛門尉(時員力)の郎等が四方田左衛門尉を馬から引き落とす狼藉を働き、野本は謝罪し下手人を斬罪にした。しかし、四方田の怒りは解けず、野本の摂津国守護職は没収された事件である⁽⁵⁰⁾。

〔新追 侍所篇 悪口狼藉條 四〕年代未詳

【傍例】七五、野本四郎左衛門尉郎等狼藉咎事

傍例(時氏)

一、故修理亮殿在京之御時、野本四郎左衛門尉之郎等、四方田左衛門尉依自馬引落之咎、雖給下于人、猶貽鬱訴不請取之間、野本四郎左衛門尉、彼下人行斬罪、然而四方田左衛門尉猶依令憤申、野本四郎左衛門尉被召撰津国守護之上、被召預其身於肥田八郎左衛門尉畢

そこには、武蔵の知行国主で六波羅探題の北条氏と児玉党系武士団の政治的関係が隠見するように思う。まず東国武蔵においては、野本基員は、系譜上、藤原利仁流で越前国から東国に下向して、武蔵国の御家人となつた人物である。そして、比企氏(源頼朝・頼家の乳母)に従い同族の押垂氏とともに、現在の埼玉県東松山市付近を中心に活動したと思われる。また、比企氏との人脈を利用して下河辺氏や河越氏とも連携していた。そうした政治的背景により、野本氏は摂津国守護(あるいは守護代行)になれたのではないだろうか。しかし、比企氏の乱(二〇三年)で比企氏が滅びると、野本基員の子孫は、活動拠点を次第に武蔵国から常陸国に移して鎌倉後期には下河辺氏の一族として発展したという⁽⁵¹⁾。つまり、野本氏は、児玉党をはじめとする武蔵七党系武士団とは別系統の軍事集団として武蔵国に存在していたのであろう。

さらに言えば、児玉党四方田氏(本貫地は現本庄市)と藤原利仁流野本氏(本拠地は現東松山市)の対立は、治承・寿永の内乱期の児玉党庄四郎(本貫地は現本庄市)による義経被官の藤原利仁流藤原友実殺害事件に遡ることもできる。また、野本氏の本拠地は児玉党小代氏の本貫地と近接しており、利害関係の対立の可能性も指摘できる。野本氏の立場は、前述した比企氏を中心とした縁戚から考えると北条執権勢力と対峙する立場にあつたと考えられる。

続いて、畿内近国や西国に目を向ければ、承久の乱後、時氏が泰時・時房の後任として探題に就任した頃の京中の治安は悪化していた⁽⁵²⁾。一方、北条氏による幕府の重職占取が地方においても進められはじめた。例えば守護職に関しては、検出国数三九に対して北条一門は一一に及ぶ⁽⁵³⁾。しかし、この時期の北条氏による畿内五か国(特に摂河泉三か国)の守護は確認できない⁽⁵⁴⁾。その後の摂津守護は、時期的な齟齬はあるが北条氏(六

波羅探題)が就任した可能性が高い。⁽⁵⁵⁾つまり北条氏の摂津守護獲得の契機に在京活動をしていて狼藉をうけた四方田氏の怒りの対応が関わっていたことは政治的意義が大きい。なぜなら、一面的には野本氏と四方田氏の私闘と思えるが、幕府の公式見解は、御家人四方田氏に対する悪口狼藉行為として、野本氏は罰せられ主従関係の媒介である所領・所職の没収(ここでは守護職の改易)という事で決着した。その後、西国支配の要である摂津守護職は執権北条氏の手中におさまったのである(野本氏が摂津守護代行の場合は、同氏の摂津での影響力を排除し、北条氏の摂津支配を強化できる体制づくりをめざす)。

そこで注目したい点は、庄氏が「摂津国久貞名御位田下司職」を所有していたことである。⁽⁵⁶⁾久貞名の比定地は未だ確認できないが、「御位田」に関しては、建長五年(一二五三)一〇月二一日近衛家所領目録に記載がある。⁽⁵⁷⁾かりに近衛家の御位田と庄氏の御位田下司職との間に地理的關係があるとすれば、次の史料を提示できる。それは、文永三年(一二六六)一〇月二八日、幕府は六波羅探題に対し庄四郎入道信願の訴えにより狼藉を働く芥河兄弟らを成敗することを命じており、庄氏と芥河氏の対立が隣接した地域で発生したと考えられる。なおこの史料に登場した芥河氏は、一三世紀中葉から一四世紀中葉にかけて東寺と摂津国垂水荘下司職をめぐる争論をおこなっている。⁽⁵⁸⁾そして東寺領垂水荘周辺には、近衛家領垂水西牧や摂関家領垂水東牧などが散在している。⁽⁵⁹⁾そうした背景から御家人(在京人)庄氏は近衛家所領の下司職を得ていた可能性が想定できる。⁽⁶⁰⁾さらに言えば、貞永二年(一二三三)正月、備中国は、前関白近衛家実の分国となり、公家側の国務支配が回復し、庄氏は西国で地頭御家人として活動をする場合、將軍頼経の出身である摂関家(九条家・近衛家)との協調関係も不可欠であったと考えられる。

他方、児玉党四方田氏(四方田三郎左衛門尉「景綱」・四方田五郎左衛門尉資綱)と、庄氏の家督(一族の長)の系譜である本庄氏(本庄四郎左衛門尉時家・本庄新左衛門尉「朝次」)は、一三世紀前半の將軍頼経に供奉した記録を残しており、⁽⁶¹⁾將軍頼経勢力とも安定した関係を保っていた。

五 北条泰時と在京人庄四郎

一三世紀中葉の鎌倉幕府政治の推移を概観することからはじめよう。仁治三年(一二四二)正月、京都朝廷では幼い四条天皇が亡くなると、九条道家は順徳院の皇子擁立に動いたが、幕府はその意向を無視し土御門院の皇子を即位させた(後嵯峨天皇)。その幕府においては、泰時の後継者となる嫡子の時氏が早く亡くなる一方、將軍頼経が成長し、争いがおきていた。御家人制は幕府の根幹をなすものとして定着して、御家人が人格的に尽くすべきは將軍であった。仁治三年六月泰時が亡くなると、その跡を継いだ孫の経時は、本所の支配下にあった御家人を保護し、訴訟・裁判の振興を謳って、執権に直訴できる庭中の制度を設け、執権中心の体制の方向をめざした。寛元二年(一二四四)四月、頼経が子の頼嗣に將軍位を譲ったことから、將軍派と執権派との対立は深まったとされる。⁽⁶²⁾

そこで、前述した後嵯峨天皇が即位した直後の仁治三年(一二四二)二月二三日、在京人庄四郎は、鎌倉にいる執権泰時から摂津国出身の能勢蔵人の動向を監視・報告することを命じられた。⁽⁶³⁾

野勢蔵人事、在京雖及多年、不指出六波羅辺之由有其聞、

常被住京之間、定被見及款、一年中仁箇日許令出仕候、
任実正載起請詞、可被注申之状、依仰執達如件、

仁治三年二月廿三日 前武蔵守（北条泰時）

庄四郎殿

そこでこの幕府命令の背景を細部から分析しよう。

その第一は、京都洛中の治安悪化に対する幕府の対応策である。それが、嘉禎四年（一二三八）六月一九日の洛中警衛のための篝火設置である。⁽⁶⁶⁾この施策は大番役を務める御家人の大きな負担となるとともに、幕府内（鎌倉の泰時亭）でも改善策が検討され、当然在京人にも深くかかわっていた。⁽⁶⁷⁾

以上のことをふまえて、仁治元年（一二四〇）から宝治元年（一二四七）頃までの鎌倉幕府の洛中警固施策の概要を示す。

a 仁治元年一月二九日、北条泰時亭での評定で、篝火ごとに太鼓を用意し、付近の住人や保官人と連携して群盗取締りにあたることが決定された。ここに篝火武士の大路・辻警固と、検非違使保官人の保内警固からなる洛中警固体制が整備されたのである。⁽⁶⁸⁾

b 仁治元年二月二日、洛中の辻々の篝火の松の用途について、課役を定めたところ、納入を拒否しているとの風聞があるので、（納入を怠っている額の）多少にしたがい篝火を造らせるように、また交名を注進するよう、今日、六波羅探題に命じられた。⁽⁶⁹⁾

c 寛元元年（一二四三）十一月一日、在京人らの大番役勤仕を免除するかについて審議がおこなわれた。たとえば西国に所領があるの
でそこに下向し、時々出仕している者については、常に在京して奉公する者に準ずることはできない。六波羅に常に祇候する者は、ま

ことに奉公であり、大番役を免除するとした。つまり在京人の大番役勤仕が免除され、在京人は西国に所領を有していたことになる。⁽⁷⁰⁾

d 寛元四年（一二四六）正月一九日、大番武士の篝火勤仕が停止され、在京人だけの勤役となる。このことは六波羅探題配下の在京人の人員構成がこのころまでに充実してきたことを推測させる。また京都に馴れた在京人に篝火守護を担当させることで、京中の治安維持のより一層の効果を狙ったものとみられる。⁽⁷¹⁾

e 寛元四年一〇月、幕府からの篝火停止の通達は九条道家の政治的失脚（同年八月の関東申次更迭）と連動していた。⁽⁷²⁾

f 北条重時の探題時代末期（宝治元年（一二四七）頃）に、在京人組織が充実し、「篝火トハ在京人役所也」（『沙汰未練書』）といわれる体制となったのである。⁽⁷³⁾

つまり、前出の仁治三年二月廿三日の庄四郎に対する幕府命令は、洛中警固施策の概要のbとcの間の時期で、幕府はどうか篝火を設置し、在京人の職務は大番役との兼務を含め負担も重くなり、職務管理体制も未整備の段階の時期であった。それゆえ、執権泰時は本来同等の立場であった在京人庄四郎に対して同じ在京人能勢蔵人の在京奉公の状況（職務怠慢）の監視および報告を命じたのである。それは北条氏の指揮命令に基づく在京人体制（六波羅探題の意向に沿った在京人を選別し安定した京都の治安維持をめざす）を構築する過程での施策の一つであったと考えられる。

次に能勢蔵人について考察を加えたい。能勢氏（能勢大進）は、摂津国能勢郡出身の清和源氏、判官代国能が頼朝に仕えていた。そして、庄四郎の報告を受けた幕府（泰時）は、仁治三年（一二四二）三月二日には、能勢蔵人を改易し、その地は「能勢蔵人跡地頭職」として「致住

京奉公」していた兄の頼仲に与えた。能勢藏人は清経に比定され、「在京雖及多年、不忠之間、被改易」した⁷⁴。なお大進は頼仲・清経兄弟の父皇后宮大進頼綱とされている⁷⁵。『宗尊親王鎌倉御下向記』には「のせはんぐわんだい」が見えるが、頼仲は摂津国能勢郡内田尻・野間村、及び阿波国篠原荘の地頭であった⁷⁶。

第三に、摂津国能勢地方の地域的重要性である。具体的には摂津探銅所の存在、摂津の炭の生産地、皇室領（大覚寺統荘園）山辺荘（能勢町山辺付近）、典葉寮として地黄御園（能勢町地黄付近）などの存在である⁷⁷。

第四に、庄四郎がどのような立場で、摂津の能勢藏人の動向を監視・報告したのであろうか。まずは北条氏の知行国である武蔵国に本貫地を持つ東国御家人であるとともに、在京活動を通じて、摂津に所領をもち（久貞名御位田下司職）、摂津国能勢郡の内情をある程度知ることができたと推測できる。

また、能勢荘は摂関家の渡荘で東北院領に含まれていた⁷⁸ので、そうした視点からもせまることができるともいえない⁷⁹。つまり、（嘉元三年「一三〇五」四月）摂浄渡荘目録（『九条家文書』）を紐解き備中国の摂関家の渡荘を調べると、（窪屋郡）生坂庄・（浅口郡）真鍋庄・（後月郡）井原庄・（下道郡）橋本庄をあげることができ⁸⁰、これら四庄は備中庄氏の根拠地である小田郡草壁荘と同じ小田川流域にほぼ点在している⁸¹。また、（小田郡）駅里荘の領家職を九条兼実が領有していた事実と合わせて、近衛家・九条家の荘園の現地管理者（下司等）と備中草壁荘の地頭庄氏（荘園の現地管理者の立場）としての在りレベルのネットワークから、摂津国能勢郡の動静を探ることも可能であったと考えるからである。

以上のことをふまえて、一三世紀以降の児玉党庄氏は、鎌倉幕府内に

おける將軍派と執権派との対立が京都朝廷を巻きこんで複雑化する中で、東国御家人でありながら特に畿内近国での活動を一層広げる必要性にせまられた。そのことは、庄氏が武蔵国から西遷して在京人・西国地頭御家人へと変質したことを意味し、鎌倉・京都さらに全国各地の散在所領を通してより広域的・多面的な情報収集・分析・対応能力を向上させ、治安警察権を含めた多様な政治的活動を展開することとなったのである。

おわりに

執権政治の確立期において、承久の乱後の庄氏の西遷にともなう西国活動は、畿内近国を中心に展開した。

まず貞応元年（一二二二）に庄四郎が備前国和氣・赤坂郡の検注使に任命された。その背景は庄四郎の乱以前からの活発な在京活動であり、乱途中で鎌倉方に寝返り、戦後は在京人として六波羅探題で武蔵知行国主でもあった北条氏の性急な意向を受けて、庄氏の西遷地である備中国草壁荘とも連携しながら隣国の備前国で太田文の作成を目的とした検注を実施した。

次に元仁元年（一二二四）六月に京都を離れ、鎌倉で執権となった北条泰時は、直後から北条氏による摂津守護の獲得をめざした。その契機となったのは、児玉党四方田氏が在京活動中に野本氏から狼藉を受けた事件であった。一方、庄氏は摂津国御位田久貞名を相伝できる所領として確保し、在京人として備中や美作の所領間の交通路を含めた畿内近国・西国とのネットワーク支配を実現させた可能性が高い。

さらに、仁治三年（一二四二）二月に、在京人庄四郎は執権泰時から

摂津出身の在京人能勢蔵人の動向を監視・報告するように命じられた。それは北条氏による支配が未だ安定していなかった在京人体制を補完する立場に任じられたことを意味する。

ここに、執権北条氏（泰時）の下で職務を遂行した児玉党の庄氏・四方田氏は、在京人として活動する中で適応力をみがき、北条氏による西国（例えば摂津国）支配強化のための新たな施策を補完したのであり、北条氏が執権政治を推進する中で、結果的に抵抗勢力となつたと考えられる野本氏や能勢氏の一部と対峙する立場に組み込まれていった。その後、庄氏と四方田氏は、御家人（在京人）でありながら、北条重時あるいは政村の被官に編成されていくのである。^⑧

（付記）

本稿は令和元年度、放送大学大学院に提出した修士論文の一部に加筆し、補訂を加えたものである。作成にあたっては、放送大学教授近藤成一先生から懇切な御指導を賜った。ここに記して感謝の意を表したい。なお関連論文として、拙稿「武蔵国御家人・在京人庄氏の鎌倉幕府成立期における軍事的・政治的活動」（『埼玉地方史』八五、二〇二二年六月）及び「在京人・西遷御家人庄氏の北条重時被官への政治的経緯」（『中央史学』四六、二〇二三年三月発行予定）がある。ご笑覧いただければ幸いです。

註

（一）東国武士の西遷の先駆的研究は、河合正治「東国武士団の西遷とその成長」『史学研究記念論叢』（柳原書店、一九五〇年）による御家人の自主移住説と、瀬野精一郎「鎮西における東国御家人」『鎮西御家人の研究』（吉川弘文館、一九七五年）による鎌倉幕府の移住指令説がある。最新の西遷御家人の研究

をあげれば、田中大喜編『中世武家領主の世界』（勉誠出版、二〇二二年）がある。

次に拙稿でとりあげた東国御家人の西遷の時期について述べれば「東国御家人渋谷氏の西遷とそれともなう『惣地頭職』の変質」（『中央史学』八、一九八五年）において、薩摩国入来院惣地頭の渋谷氏の西遷は建長二年（一二五〇）四月の関東裁許状で小地頭寄田氏の改易を勝ち取り、正嘉二年（一二五八）九月に地頭請の成立までとした。また「東国御家人中沢氏の西遷と大山荘地頭御家人中沢氏」（『中央史学』一三、一九九〇年）においては、仁治二年（一二四一）五月の中沢氏の地頭請成立後とした。

（二）まず、児玉党系武士団の研究の主なものあげれば、石井進『中世武士団』（講談社学術文庫、二〇二一年、初出一九七四年）。同『鎌倉武士の実像』（平凡社、二〇〇二年、初出一九八七年）。埼玉県『新編埼玉県史通史編2中世』一九八八年。児玉町教育委員会『児玉町史中世資料編』一九九二年。上里町教育委員会『上里町通史編上巻』一九九六年。越生町教育委員会『越生の歴史I原始・古代・中世』一九九七年。毛呂山町歴史民俗資料館『新毛呂山町史』二〇一〇年。埼玉県教育委員会『埼玉県史料叢書一、古代・中世新出重要史料一』二〇一一年。熊谷市教育委員会『熊谷市史通史編上巻原始・古代・中世』二〇一八年。山野龍太郎「三尾谷氏の政治的動向」（『鎌倉遺文研究』四七、二〇二二年）などがある。

次に庄氏の研究史について述べれば、岡山県史編纂委員会『岡山県史 第四巻 中世I』（一九九〇年、四二頁～四四頁）、北房町『北房町史 通史編上』（一九九二年、四四三頁～四四七頁）などに庄氏の系図の分析がある。いずれも『武蔵七党系図』では「庄四郎」を家長の弟（庶子家）の系譜とするが、岡山県に伝来する系図では、家長（家督）の系譜としており、相違している。なお、最近の備中庄氏の研究としては、植木成行『中世備中の歴史―庄氏と

植木氏・三村氏』(新人物往来社、二〇〇八年)。古野貢『中世後期細川氏の権力構造』(吉川弘文館、二〇〇八年)の二六頁～四四頁、一三〇頁～一五六頁があるが、庄氏の西遷についての詳しい論究はない。

最後に、蒙古襲来前後の児玉党系武士団の西遷時期に関して述べれば、まず小代氏は、文永八年(一二七二)九月三日の関東御教書で、小代重俊の子息らは蒙古襲来に備えて、肥後国の所領に赴くよう命じられた(『鎌倉遺文』一四一～一〇八七三)。次に児玉氏は弘安四年(一二八二)閏七月一日の関東御教書で、幕府は児玉六郎繁行・七郎家親に対し子息を安芸国の所領(下竹仁村)に差し下し、異賊警護にあたらせるように命じている(『鎌倉遺文』一九一～一四三八九)。

(3) 西遷御家人の西国での領域的支配の確立過程を述べた論考をあげれば、高橋昌明『西国地頭と王朝貴族―安芸国沼田荘地頭小早川氏の場合』(『日本史研究』二二二、一九八一年)。拙稿「東国御家人渋谷氏の西遷とそれにもなう『惣地頭職』の変質」(『中央史学』八)などがある。

(4) 敵方所領没収は単なる戦争行為にとどまらず没官措置という国家的意義を合わせもつことになるのであり、国家の軍事警察機構の首長である鎌倉殿が没官刑を執行し、その没官領を御家人に給与するという鎌倉幕府荘郷地頭制が成立した(川合康『鎌倉幕府の荘郷地頭制の成立とその歴史的 성격』『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四年、一二五頁)。

(5) 鎌倉幕府の直轄軍としての武蔵武士、鎌倉前期の武蔵国の支配と推移をめぐっての諸説についての指摘は、長村祥知『中世公武関係と承久の乱』(吉川弘文館、二〇一五年)の一五六頁～一五七頁、一八三頁～一八四頁の注(36)。

(6) 在京人や簞屋の研究の先鞭は、五味克夫『鎌倉幕府の御家人と南九州』戒光祥出版(二〇一六年に論文集として再録)及び五味文彦『在京人とその位置』(『史学雑誌』八十三、一九七四年)である。さらに鎌倉幕府の洛中

警固施策に関しては、木村英一『鎌倉時代公武関係と六波羅探題』(清文堂、二〇一六年)がある。

(7) 『承久記、古活字本、上』「義時追討の院宣、発せられる事」新撰日本古典文庫、松林靖明校註『承久記』(現代思潮社、一九七四年)六九頁～七一頁。

(8) 長村祥知『中世公武関係と承久の乱』の二「承久の乱の研究史と課題」(3) 鎌倉幕府と東国御家人」の中では、「(承久の乱後)近年では国家財政に占める幕府の必要不可欠な位置が重視され、承久の乱後に関東御公事が制度的に成立したことが指摘されている」とした(一三頁～一四頁)。なお最近の承久の乱に関する論考は、関幸彦『承久の乱と後鳥羽院』(吉川弘文館、二〇一二年)、坂井孝一『承久の乱』(中公新書、二〇一八年)、本郷和人『承久の乱』(文春新書、二〇一九年)、野口実編『承久の乱の構造と展開』(戎光祥出版、二〇一九年)、呉座勇一『頼朝と義時』(講談社現代新書、二〇二二年)、岩田慎平『北条義時』(中公新書、二〇二二年)、近藤成一『執権北条義時』(三笠書房、二〇二二年)などがある。

(9) 貞応元年(一二三二)(七カ)月、備前国司庁宣案(西家文書二『山口県史料編 中世四』山口県、二〇〇八年、五一四頁)。

(10) 保元元年七月二日、保元の乱がおこり「官軍すでに御所へおしよす。折節東国より軍勢上り合て、義朝に相い従う兵おほかりき(中略)武蔵には(中略)児玉に庄の太郎、同次郎、(以下略)」とある(『主上三条殿に行幸の事附たり官軍勢沙の事』『保元物語』岩波文庫、一九三四年、四二頁～四三頁)。

(11) 全注釈 福田豊彦・服部幸造『源平闘諍録』(下)(講談社学術文庫、二〇〇〇年)三七〇頁～三七三頁。

(12) 『平家物語』巻九重衡生捕(『平家物語』三、岩波文庫、一九九九年、三三〇頁～三三三頁)。全注釈、福田豊彦・服部幸造『源平闘諍録』(下)巻八之下〈語釈〉(四五六頁～四五七頁)。

- (13) 『玉葉』 文治元年(一一八五)一〇月一七日条。義経襲撃メンバーの中で出目が明確なのは水(三)尾谷十郎(武蔵国比企郡三保谷郷、現埼玉県川島町)くらいで、彼は児玉党の武士である(伊藤邦彦「比企能員と初期鎌倉幕府」『鎌倉幕府守護の基礎的研究』論考編』岩田書院、二〇一〇年、四七二〜四七三頁)。
- (14) 『吾妻鏡』 文治元年(一一八五)十一月二日条。
- (15) 『吾妻鏡』 建久元年(一一九〇)十一月七日条。建久六年(一一九五)三月一〇日条。
- (16) まず三尾谷氏については正治二年(一一二〇)二月二七日、かつて義経邸襲撃をおこなったと考えられる「三尾谷十郎」が、近江国坂田郡の柏原荘(滋賀県米原市柏原)に発向して、朝敵の柏原為永を敗走させたという(『吾妻鏡』。山野龍太郎「三尾谷氏の政治的動向」『鎌倉遺文研究』四七、一九頁〜三九頁)。
- 次に四方田氏と小代氏に関しては、元久二年(一一〇五)四月一〇日の除目で有道弘光(四方田広長力)は加茂祭行事所の功で左近將監に、有道(小代)行平は大江国通の仲人で東大寺行事所の功により右馬允にそれぞれ成功任官した(冷泉家時雨亭叢書別巻二『翻刻明月記一』朝日新聞社、二〇一二年、五七八頁)。
- 『大日本史料』四編之八、五三八頁〜五四一頁)。また、塩谷氏については、建暦二年(一一二二)二月三〇日の除目で、法勝寺九重塔建築にかかわった功を賞され、有道宗朝が右衛門尉に任官したことがみえる(米良文書の塩谷系図の太郎右衛門尉家朝力)(『明月記』『児玉町史中世資料編』三三三頁)。さらに、庄氏に関しては『天台座主記』の建暦三年(一一二三)八月三日の条に後鳥羽院西面の武士に庄日太郎なる武士の名がみえる(長村祥知「後鳥羽院政期の在京武士と院権力」『中世公武関係と承久の乱』三三頁〜七七頁)。
- (17) その理由として「草壁」は韓国訓(古代訓)で「暁(あかつき)」を意味し、古代の「草壁皇子」は「暁皇子」あるいは「日並知(ひなみし)皇子」と解する説がある(李寧熙『もう一つの万葉集』文芸春秋、一九八九年、一〇八

頁〜一〇九頁、一一六頁〜一一八頁)。なお、この資料は塩野美保子氏の御教示による。

- (18) 建暦三年四月二六日条(冷泉家時雨亭叢書別巻三『翻刻明月記二』朝日新聞社、二〇一四年、三四八頁〜三四九頁)。「北面・大門・中条駿河前司信綱」建暦三年四月、五年前に落雷衛門尉実景」「北面・大門・中条駿河前司信綱」建暦三年四月、五年前に落雷により焼失した法勝寺九条塔の再建がなり供養がおこなわれた(外岡慎一郎「表14法勝寺九重塔供養守護武士」『武家権力と使節遵行』同成社、二〇一五年、一五〇頁)。なお、この史料には、後述するように承久の乱で宮方軍に属した山田重忠が記されている(長村祥知「承久の乱にみる政治構造」『中世公武関係と承久の乱』二二九頁〜二六三頁)。

- (19) 近藤成一氏によれば、「諸国の守護人が国衛に結集する武士を動員して王朝を警固する体制は、鎌倉幕府成立以前にさかのぼるものであり、鎌倉幕府はその体制を一元的に掌握することにより御家人体制を構築したのであるが、後鳥羽はその諸国守護人とさらには地頭に対して直接呼びかけ、自己のもとに直接再編成しようとしたという(同氏『鎌倉幕府と朝廷』岩波新書、二〇一六年、三四頁)。

- (20) 児玉の庄四郎兵衛尉を家定とするのは、新撰日本古典文庫、松林靖明校註『承久記』六九頁、脚注二二に記されている。また、七党系図によれば高家と家定の関係は、叔父と甥の関係にあたるが、家定の子孫は明記されていない。さらに、在京人・備前・備中・美作の地頭御家人としてその名を史料に残す庄四郎家は、系図上確認することはできない。

- (21) 新撰日本古典文庫、松林靖明校註『承久記』六九頁〜七〇頁。児玉党においては、武蔵七党系図有道「群書系図部集 第二」(統群書類従完成会)から六名が検出され内五名が鎌倉方で、「富田六郎兵衛尉長家」のみが「承久乱京方ニテ討死」と記されている(二三二頁)ので、系図上は一族内で分裂したことになる。

る。なお承久の乱の京方武士の総合的検出については、宮田敏三『承久京方表・分布小考』『源平合戦と京都軍制』（戒光祥出版、二〇二〇年）一八五頁～二二七頁に詳しい。

(22) 新撰日本古典文庫、松林靖明校註『承久記』二二六頁～二二七頁。

(23) 児玉系図略図（萩藩譜録略系伝書・児玉広高家）の八代目に「為行―児玉与一弾正少弼左衛門尉、法名宗音、朝行分領地建経行之家子孫相続」（『児玉町史中世資料編』五七六頁）とある。

(24) 『師守記』貞治三年（一一三六）七月五日条・『大日本史料』六編之二六一五八三頁～五八四頁。

(25) 承久の乱における三浦胤義と山田重忠については、関幸彦『承久の乱と後鳥羽院』二〇六頁～二二一頁。野口実『承久の乱の概要と評価』「承久の乱における三浦義村」同氏編『承久の乱の構造と展開』八頁～二二頁、二四頁～四四頁に詳しい。

(26) 松林靖明『中世の戦乱と文学』（和泉書院、二〇一八年）三二七頁～三二八頁。日下力・田中尚子・羽原彩編『前田家本 承久記』（汲古書院、二〇〇四年）活字版下巻、三七四頁～三七五頁。なお、日下力『前田家本『承久記』本文の位相』（日下力・田中尚子・羽原彩編『前田家本 承久記』二九三頁～三一五頁）では、藤四郎入道について触れられ、「前田家本作者が表現したかったものは、（中略）悲劇的話柄よりも、武士が戦場でどうふるまい、どう行動したかという問題であつたように思われる。」（三一―一頁）としている。また、西島三千代『承久記』研究における発見のいくつか』（日下力・田中尚子・羽原彩編『前田家本 承久記』三一六頁～三二六頁）では、研究史をまとめられ、『承久記』の成立順を、慈光寺本↓流布本↓前田家本とし、流布本の成立時期を鎌倉時代後期、南北朝期、一五〇〇年代という諸説を紹介している。

(27) 川合康『院政期武士社会と鎌倉幕府』（吉川弘文館、二〇一九年）一〇一頁。

(28) 『鎌倉遺文』二〇―一四九二四、一五〇三、一五五六一。

(29) 長村祥知『承久鎌倉方武士と『吾妻鏡』』『中世公武関係と承久の乱』の中の「表『吾妻鏡』承久三年六月十八日条所引交」（一六二頁～一七七頁）は、児玉党として児玉氏・庄氏・蛭河氏・塩谷氏・小代氏・小越氏・富田氏・島名氏・多胡氏の九氏をあげている。また北武蔵を出自とする丹党として安保氏・勅使河原氏・古郡氏・山田氏・岩田氏・小島氏・志水氏の七氏、猪俣党として甘糟氏・猪俣氏・今泉氏・荏原氏・川勾氏・藤田氏・内島氏・人見氏の八氏を検出している。

(30) 武蔵七党系図有道『群書系図部集 第二』によれば、家督の庄家長に対して、四番目の弟本莊四郎「弘季」（四方田氏の一員）（二四四頁）、一ノ谷の戦いで活躍した第二叔父の庄四郎「高家」（蛭河氏の祖）（二三四頁）、第一叔父庄三郎忠家の第四子で家督、家長の従兄弟の庄四郎「家定」がいる（二三四頁）。そして、庄氏・四方田氏・蛭河氏は、後に北条被官となった（北条氏研究会編『北条氏被官一覽』『北条氏系譜人名辞典』新人物往来社、二〇〇一年、五六七頁～七〇二頁）。

(31) 『吾妻鏡』承久三年（一一三二）五月一九日条。なお、安保二見男氏所蔵安保系図には「実光」の項に「（前略）宇治川合戦討死、寿八十一」とある（『安保文書』八木書店、二〇二二年、一六七頁）。

(32) 『吾妻鏡』承久三年六月一日条。

(33) 鈴木宏美「武蔵武士西国へ」（北条氏研究会編『武蔵武士の諸相』勉誠出版、二〇一七年、四三七頁～四七七頁）によれば、「表Ⅰ」承久の乱に幕府方として参加した武蔵武士」として計五六氏を列記し、「表Ⅱ」承久の乱で恩賞を受けた武蔵武士」として一七氏を検出している。その中で安保氏は播磨国須富庄を、藤田氏は淡路国塩田庄を新恩給与された。また北条被官については、北条氏研究会編『北条氏被官一覽』『北条氏系譜人名辞典』五六七頁～七〇二

頁を参照のこと。

(34) 註(9) 前掲史料。

(35) 一例をあげれば、貞応二年(一二二二)四月当時、国内の莊園二十三、公領十三の基本単位ごとに田数・領主や地頭の名を記録した淡路国大田文が伝来している(網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編『講座日本莊園史8 近畿地方の莊園Ⅲ』(吉川弘文館、二〇〇一年)一〇七頁～一六六頁「石井進執筆」)。貞応二年四月三〇日、淡路国大田文『下野皆川文書』(『鎌倉遺文』五―三〇八八)。また、貞応二年安芸国の巡検使史料が現存している「安芸国巡検使平三郎兵衛尉盛総(綱)」(貞応二年九、安芸都宇竹原生口島莊官罪科注進状写、小早川家文書『鎌倉遺文』五―三〇六六)。さらに、小川弘和『大田文』帳簿群の歴史的展開(『鎌倉遺文研究』一一、二〇〇三年、一頁～一八頁)では、この時期の大田文として、承久三年九月六日、能登国田数注文『加賀森田文書』(『鎌倉遺文』五―二八二八)と貞応二年三月日、石見国田数注文『石見益田家文書』(『鎌倉遺文』五―三〇八〇)が紹介されている。以上の政治状況の中、貞応二年六月一五日、鎌倉幕府は「庄公田畠地頭得分、十町別免田一町、并段別加徴五升」の新補地頭の得分を定めた(佐藤進一、池内義資編『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』岩波書店、一九五五年、六四頁～六五頁)。

(36) まず備前国の知行国主等については『岡山県史 中世Ⅰ』の一二六頁～一二九頁に詳しい。要約すれば、承久の乱直前の建保六年(一二二八)正月一四日に藤原秀康は備前守に任じられた。そのときの知行国主は、事実上は承久の乱の張本人の一人の尊長法印であった。つまり、彼の指名で藤原秀康が備前守に任じられたのである。そして、藤原秀康も乱の張本人で後鳥羽上皇の近臣として幕府討伐の計画にあたっては、軍事面での委任を受け、在京中の幕府御家人三浦胤義を誘い入れ、三浦氏の力によって執権北条義時を討

伐する計画をたてたという。次に「備前守護」は、京方についた京都守護の

大江親広(建保元年以前承久三年)であった可能性がある(伊藤邦彦『鎌倉幕府守護の基礎的研究』【国別考証編】岩田書院、二〇一〇年、三七〇頁)。

続いて、承久の乱以前の備中国の支配関係については、『後鳥羽院宸記』の建保二年(一二二四)四月三日の条に、「備中国々領、前右府入道○忠経、依有申旨、三箇所給之、此国修明門女院知行国也、又少々給女房、又給長嚴僧正、殊悦申」とある(増補史料大成『歴代宸記』臨川書房、一九七三年、二二四頁)。つまり、備中は修明門院の知行国であったが実際は後鳥羽院の御料であった(藤井駿『備中の国衙について』『吉備地方史の研究』(法蔵館、一九七一年、二二四頁～二三五頁)。

(37) (備前国司) 大介藤原朝臣―藤原(葉室)季頼、所見年月日(承久三年四月一六日・補任)、出典・備考(公卿補任建長二年項、弁官補任嘉禎二年項)。○備前守藤原家恒(『吾妻鏡』元仁元年一〇月二九日条に見える)(竹内理三編『日本史総覧』第Ⅱ巻・古代2中世1、新人物往来社、国司一覧「備前」一八三頁)、『岡山県史 中世Ⅰ』一二五頁～一二七頁。

(38) 年月日未詳某陳状(尊経閣所蔵『編年雜纂』伊七一、某申状案断簡「八九」『鎌倉遺文補遺編・尊経閣文庫文書』二三二)によれば、備前・備中国を泰時・時房が一時知行していたこと、また、時房が知行したのは一二二二年(貞応元)からであることがわかる。つまり、この史料によって、備前国・備中国が幕府の知行国となっていたこと、また、両国の支配は、実際には、六波羅探題によっておこなわれていた(『岡山県史 中世Ⅰ』一二三頁～一二四頁)という。

また両国が幕府の兵糧料所となった期間であるが、備中国については『明月記』寛喜三年(一二三二)八月三日の記事に次のように見える。「関東奥州を給い、備中国を進らす、すでに中宮御分たり、」つまり、備中国は、一二二二年(承久三)一〇月から、一二三二年(寛喜三)八月までの間、幕

府の知行国となっていた。また、備前国であるが、一二二九年（寛喜元）六月二日に藤原隆兼が備前守として見えるので、それ以前には、幕府の手を離れたものとみられる（『岡山県史 中世Ⅰ』一二五頁）。

(39) 細川重男編『鎌倉將軍・執権・連署列伝』（吉川弘文館、二〇一五年）四八頁～五七頁。及び『鎌倉幕府執権・連署経歴表』一九頁～二二頁。

(40) 鴨方町史編纂委員会『鴨方町史料編』一九九三年の付録『鴨方町史別冊』の「一八五四年（嘉永七）頃の所領分布図（六〇頁～六一頁の間の差込地図）」及び「近世の主要道路と宿駅（六一頁）」。

(41) まず、表1古代の文献に見える国内鉄産地一覧「備前七四五年『備前国赤坂郡周迎（そう）郷調鐵十口、天平十七年十月廿日』平城宮木簡三一」（福田豊彦「第四章文献史料より見た古代の製鉄」東京工業大学製鉄史研究会『古代日本の鉄と社会』平凡社選書、一九八二年、一八五頁～一八六頁）。

次に一三三三年（元弘三）六月日の備前国和氣荘総追捕使沙弥行西言上状（紀伊統風土記附録十四『岡山県史編年史料』「昭和六三年・一九八八年」一三三六号、『鎌倉遺文』四一―一三三二）によると、行西の祖父一門の八郎広経は、承久の兵乱に際して、京方に参じたため、本領である和氣荘を収公されてしまったという（『岡山県史 中世Ⅰ』二一九頁）。

(42) 建仁三年七月 日備前麦進未進納所惣散用帳、東大史料編纂所蔵南無阿弥陀仏作善集裏文書（『鎌倉遺文』三一―一三七〇）。『岡山県史 中世Ⅰ』二六四頁～二六五頁、二六九頁～二七〇頁。日本歴史地名体系『岡山県の地名』（平凡社、一九八八年）三三〇頁～三三二頁。なお、児玉党小代（行平）氏と東大寺大勧進職重源との関係については、山野龍太郎「小代行平に関する覚書」（筑波大学日本史談話会『日本史学集録』四〇、二〇一九年、一三頁～二八頁）がある。

(43) 嘉元三年（一三〇五）六月二日六波羅下知状、長門熊谷家文書（『鎌倉遺文』

二九―三二四〇）。「庄松王丸代国秀与伯父又太郎親資相論亡父敬願遺領事（中略）次自今以後、預在京御恩者、分限同前、（以下略）」とあり、備中庄氏は在京人として以前から「在京奉公」して「在京御恩」を給与されていた可能性を指摘できる。なお、備中庄氏武士名の通字である「資」の字を使う見玉党系武士を七党系図の中に探せば、四方田七郎高綱の四男の四方田五郎左衛門尉資綱の一族がいる（『群書類本部集 第二』二四四頁～二四六頁）。

(44) 『吾妻鏡』元仁元年（一二二四）六月十三日条。及び同年六月二六日・二七日・二八日条。

(45) 北条時房の連署就任は元仁元年（一二二四）六月とする説と北条政子死後の翌嘉祿元年（一二二五）七月とする説がある（細川重男編『鎌倉將軍・執権・連署列伝』五六頁）。

(46) 『吾妻鏡』嘉祿元年（一二二五）二月二十九日条。

(47) 嘉祿二年「（正月）廿七日、除目下名、以関東（藤原）頼経、前摂政（藤原）道家公息也、任右近衛権少将、又補征夷大將軍（以下略）」（大日本古記録『岡屋関白記』岩波書店、一九八八年、二二頁）。

(48) 近藤成一「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回」『鎌倉時代政治構造の研究』（校倉書房、二〇一六年）九二頁～九三頁。さらに「嘉祿二年正月、頼経將軍宣下により）將軍権限と執権権限が併存し、訴訟の許可は執権が下知状を用いて行い、將軍が下文によって行うのは所領の恩給と安堵に限られるという権限と使用文書の区分が、ここにはじめて成立した」と指摘された（同氏「鎌倉幕府裁許状の事書について」『鎌倉時代政治構造の研究』一五九頁）。

(49) 「執権政治」は鎌倉殿を推戴するが、その地位は執権と評定衆が構成する合議体に統制されているのである（近藤成一「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回」『鎌倉時代政治構造の研究』九三頁）。

(50) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』（岩波書店、

一九五五年) 三六六頁。なお、この史料は、佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』(東京大学出版会、一九七一年)によれば「新編追加一三二条(参考資料七五条)に『依狼藉科被召所領事』の傍例として収録された」(一九頁)とし、「野本時員はいわゆる在京奉公の御家人であつたらう。問題の野本四郎左衛門尉は、年代といい在京奉公の点といい(野本)時員と符合する」(二〇頁)という。さらに、この史料を野本氏からの視点で分析した研究として山野龍太郎『武蔵国の野本氏と佐介流北条氏』(『埼玉地方史』八六、二〇三二年)がある。

(51) 落合義明「利仁流藤原氏と武蔵国」(『中世東国武士と本拠』同成社、二〇二〇年) 一七頁〜三六頁。山野龍太郎「野本氏と押垂氏の周辺」(『埼玉地方史』七八、二〇二〇年)がある。

(52) 森幸夫『六波羅探題の研究』(続群書類従完成会、二〇〇五年) 一九頁〜五二頁。森幸夫『人物叢書 北条重時』(吉川弘文館、二〇〇九年) 二八頁〜三三頁。

(53) 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波文庫、二〇二〇年、初出一九八三年) 一五六頁〜一五七頁。

(54) 佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』山城大和・河内・和泉・摂津の項(一頁〜二六頁)。

(55) 佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』によれば、摂津守護は元仁以前〜寛喜頃(一二二四〜三二)野本時員とした(二五頁)。他方、伊藤邦彦『鎌倉幕府守護の基礎的研究【国別考証編】』は、野本氏を「守護代行」として、北条時盛(六波羅南方)が、元仁元年(一二二四)〜仁治三年(一二四二)摂津守護であつたとする(二九三頁)。そして渡邊正男「丹波篠山市教育委員会所蔵『貞永式目追加』」(『史学雑誌』一二八の九、二〇一九年)、木下竜馬「新出鎌倉幕府法令集についての一考察」(『古文書研究』八八、二〇一九年)に新出の鎌倉幕府法令が紹介された。この史料の作成は嘉禎四年(一二三三)前

後とされ、この時期の摂津・丹波守護は越後守北条時盛(時房の子)である。なお彼の越後守就任は、嘉禎二年(一二三六)七月二〇日である。

(56) 註(43)前掲史料。「庄松王丸代国秀与伯父又太郎親資相論亡父敬願遺領事(中略)但、遺領内摂津国久貞名御位田下司職并備中国草壁庄東方之地頭屋敷但、就屋敷皇壹町余在之者、参分壹之外也、親資可令領知之、(以下略)」とあり、備中庄氏は摂津国の御位田下司(官職)であつたことになる。

(57) 建長五年(一二五三)一〇月二日、近衛家所領目録『近衛家文書』(鎌倉遺文)一〇一七六三二)によれば近衛家領として摂津国御位田が九ヶ所あり、その支配者・給主は武蔵(道経妻)で基通が贈与した(表50、近衛家の荘園、大阪府史編集専門委員会『大阪府史 第三卷 中世I』一九七九年、四四〇頁)。

(58) 関東御教書(保阪潤治氏所蔵手鑑『鎌倉遺文』一三一九五八五)。なお、この地域における庄氏の活動は、永徳元年(一三八一)(至徳元年? (一三八四?)) 二月一日、摂津国守護細川頼元遵行状(摂津国守護細川頼元は奈良又四郎・庄十郎三郎に命じて、高野山安養院雑掌の訴える摂津国岷「こん」陽寺庄西方内の地を御教書の旨に任せ沙汰させる)。及び至徳二年(一三八五)二月二三日、摂津国守護細川頼元遵行状(而使)「奈良又四郎」「庄十郎三郎」として確認できる(慈眼寺文書、伊丹市行政資料室『伊丹中世史料』一九七四年、一二一、一二四。小川信『足利一門守護発展史の研究』吉川弘文館、一九八〇年、三四〇頁〜三四二頁。外岡慎一郎「表39摂津国の使節遵行」『武家権力と使節遵行』同成社、二〇一五年、二四八頁)。

また、この地域(摂津国垂水荘)には、児玉覚真下氏の所領も確認できる(正中二年(一三二五)二月二日六波羅御教書案、東寺百合文書館、『鎌倉遺文』三七―二八九八)。鈴木宏美「武蔵武士 西国へ」北条氏研究会編『武蔵武士の諸相』四六六頁)。

(59) 『大阪府史 中世I』六五八頁〜六六一頁。

(60) 表50、近衛家の莊園『大阪府史 中世I』四四〇頁及び「付図一、鎌倉期・

南北朝期室町期における莊園分布図」。なお、豊中市教育委員会『春日大社南郷目代今西家文書(本文編)』(二〇〇四年)には、近世以降諸史料『二六四撰津国古記所在目録 乾』に「○東尻池村、安德帝居址、小平六池、池中有小玉党塚堤有 武蔵守友章塚(四八四頁)と兒玉党に関する記事がある。

(61) 撰閑家(九条家)と兒玉党との関係は、九条兼実の日記『玉葉』(安元元年「二七五」一二月一四日条の兒玉庄、文治元年「二八五」一〇月一七日条の兒玉党義経襲撃事件)や慈円(兼実の弟)『愚管抄』(建仁三年「二〇三」九月におこった比企の乱での比企氏と兒玉党の姻戚関係、建暦三年「二二二」五月二日に和田義盛に与同した兒玉・横山の人々が討ち死にした)の記事から読み取ることができる。つまり、九条家にとって兒玉党は武士団として認識されていたようだ。

また、備中国の草壁荘と隣接する駅里荘の領家職を九条兼実が領していた(『岡山県史 中世I』二九四頁)ので、九条家は備中庄氏についてもある程度の情報を得ていたと考えられる。なお、駅里荘の知行者については、「A安楽寿院知行者一覧(中略)丙「庄々所濟事」(正元元年「二五九」)弘安四年「二二八」(編纂物?)(中略)藤原資家(藤原定能子)―資季」である(福田以久生「安楽寿院領莊園について」『古文書研究』九、一九七五年より引用作成)(石井進「源平争乱期の八条院周辺」同氏編『中世の人と政治』吉川弘文館、一九八八年、二八頁〜三〇頁)。

(62) 『明月記』(冷泉家時雨亭叢書別巻四『翻刻明月記三』二〇一八年、三八一頁)。大日本古記録『民経記六』九六頁。(小川信『中世都市「府中」の展開』思文閣出版、二〇〇一年、第二編・第二章中世備中の国衙機構と総社造営、二二五頁)。

(63) 『吾妻鏡』貞永二年・天福元年(一二三三)一月三日条。嘉禎四年(一二三八)

二月一七日条。同年二月二二日条。同年二月三日条。同年二月二八日条。

同年六月五日条。及び嘉禎四年(一二三八)正月二八日『那須記』(巻四)(栃木県史編さん委員会『栃木県史料中世五』一九七六年、一一三頁〜一一六頁)。

(64) 五味文彦『武士論』(講談社、二〇二二年)一四九頁〜一五〇頁。

(65) 関東御教書案(西家文書三『山口県史』史料編四一五一四頁)。

(66) 『吾妻鏡』。簀屋設置は九条道家↓頼経↓泰時という働きかけによるものと考えられ、嘉禎四年(一二三八)二月一七日から嘉禎四年一〇月一三日までの半年以上にのぼる四代將軍頼経の上洛の大きな置き土産であった(森幸夫『人物叢書 北条重時』六九頁〜七〇頁)。この時、註(63)で示した史料には四方田氏・本庄氏をはじめ多くの御家人が將軍頼経に供奉していた。

(67) 鎌倉幕府の洛中警固施策の経過に関しては、木村英一『鎌倉時代公武関係と六波羅探題』五八頁。表1鎌倉幕府「洛中警固」関係立法一覧に詳しい。

(68) 五味文彦「使庁の構成と幕府」(初出『歴史学研究』三九二、一九七三年)『鎌倉時代論』(吉川弘文館、二〇二〇年)本文三三三頁、注(172)三五二頁。

(69) 五味克夫「在京人と簀屋」『鎌倉幕府の御家人制と南九州』(戒光祥出版、二〇一六年)二二四頁。

(70) 五味克夫「鎌倉御家人の番役勤仕について」『鎌倉幕府の御家人制と南九州』三三頁、三八頁。

(71) 森幸夫『人物叢書 北条重時』七〇頁、九〇頁。

(72) 下沢敦「京都簀屋の一時中断・再開を巡る一考察」杉山晴康編『裁判と法の歴史的發展』(啓文堂、一九九二年)。高橋慎一郎『人物叢書 北条時頼』(吉川弘文館、二〇一三年)六一頁〜六二頁。

(73) 森幸夫『人物叢書 北条重時』七〇頁。

(74) 仁治三年(一二四二)三月二日將軍藤原頼経家政所下文。村井祐樹・末柄豊林讓、東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一〇『真如寺所蔵、能勢家文書』

二頁、『古文書集』『鎌倉遺文』八一六〇〇三に対応)

將軍家政所下 源頼仲

可令早領知舎弟能勢藏人跡地頭職事

右、件藏人在京雖及多年、不忠之間、被改易畢、而頼仲依致

住京奉公、所充給也者、為彼職可令領知之状、所仰如件、以下

仁治三年三月廿一日

案主左近將曹菅野

令左衛門少尉清原(花押)

知家事彈正忠清原(花押)

別当前武藏守平朝臣(花押)

前摂津守中原朝臣(花押)

前陸奥守源朝臣

前美濃守藤原朝臣(花押)

前甲斐守大江朝臣(花押)

武藏守平朝臣(花押)

散位藤原朝臣(花押)

ここで、前陸奥守源朝臣(足利義氏)に花押が記されていないが、それは意図的に花押の連署を拒まれたのかは、今後の研究課題である。

その後、仁治三年四月二日六波羅施行状、村井祐樹・末柄豊・林讓、東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一〇『真如寺所藏能勢家文書』三頁、(書上古文書『鎌倉遺文』八一六〇一二に対応)、六波羅探題(北条時盛、北条重時)によって速やかに実施されたと思われる。

(75) 森幸夫「在京人に関する一考察」『六波羅探題の研究』(続群書類従完成会、二〇〇五年)九四頁は、『尊卑分脈』第三編一四〇頁を引用。なお、東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一〇『真如寺所藏、能勢家文書』附、能勢氏系図(卷

子)(四六頁)には、頼定とあり「能勢藏人太郎、上西門院藏人、從四位下、皇太后宮大進、院昇殿」とある。頼定は頼綱と同一人物である。

(76) 弘安七年(一二八四)七月八日將軍源惟康政所下文、東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一〇『真如寺所藏、能勢家文書』四頁。森幸夫「在京人に関する一考察」『六波羅探題の研究』九四頁。

(77) 摂津探銅所『大阪府史 中世I』四一七頁〜四二二頁。摂津の炭(『府史』三一頁〜三三頁)。山辺荘(『府史』三七三頁〜三七四頁)。地黃御園(『府史』四一三頁〜四一四頁)。なお、松原降一郎『荘直温伝』(吉備人出版、二〇一〇年)八二頁によれば「備中では銅が比較的浅い地盤から採掘され、産地として海外までその名が知られていました。なかでも弥高銅山は横谷の奥にあり、庄氏館址の御土井は鉾山がある谷の入り口に位置します。草壁の庄の交通は、銅を運び出すにも適していたのです。」とあり、備中庄氏が銅の採掘に何らかの影響力を持ち、摂津国能勢地方にかかることもできたのではないかと、う視点も今後の研究課題としたい。

(78) 『大阪府史 中世I』表46摂関家の渡荘、四二四頁。

(79) 嘉元三年(一一三五)四月、摂津渡荘目録、九条家文書(『鎌倉遺文』二九一〜二九二頁)。

(80) 網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編『講座日本荘園史9 中国地方の荘園』(一九九九年、吉川弘文館)「備中国荘園分布図」七〇頁〜七一頁(三好基之執筆)。

(81) 庄氏が北条重時の被官となったのは、建長元年(一二四九)十一月三日、北条重時下文「長府毛利家所藏文書」『大日本史料』五編之三二二〜二三八頁。『鎌倉遺文』一〇一七〜一〇一八頁である。また、四方田氏が北条政村の被官になったことを確認できるのは、正嘉元年(一二五七)九月十八日、勝長寿院造營の事始で「四方田三郎左衛門尉(景綱)相州御方(北条政村の雑掌)」とある。

つまり四方田景綱は北条政村の従者（被官）となっている。細川重男『鎌倉北条氏の神話と歴史―権威と権力―』（日本史史料研究会、二〇〇七年）六六頁。

◎児玉党略系図と三人の「庄四郎」(A)～(C)(武威七党系図より)

